

第4次福岡市子ども総合計画（素案） 概要

1 計画策定の趣旨等

- （1） 計画策定の背景
- （2） 計画の位置づけ
- （3） 計画期間
- （4） 計画の対象

2 前計画の評価

3 前計画からの主な変更点（ポイント）

4 計画の基本理念等

- （1） 基本理念
- （2） 基本的視点
- （3） 基本目標

5 今後のスケジュール（予定）

1 計画策定の趣旨等

(1) 計画策定の背景

- 平成 12 年,「福岡市子ども総合計画」を策定
- 平成 17 年,「福岡市子ども総合計画」(次世代育成支援行動計画・前期計画)として計画の見直し
- 平成 22 年,「新・福岡市子ども総合計画」(次世代育成支援行動計画・後期計画)として計画の見直し
- 今回,平成 27 年 4 月からスタートする「子ども・子育て支援新制度」を踏まえ,より市民ニーズを反映し,子ども施策を総合的・計画的に推進するため,「第 4 次福岡市子ども総合計画」を策定し,子ども・子育てをめぐる課題の解決に向けた取組を進めるもの

(2) 計画の位置づけ

- 子ども・子育て支援法に基づく「福岡市子ども・子育て支援事業計画」
- 子ども・若者育成支援推進法に基づく「福岡市子ども・若者計画」
- 母子及び寡婦福祉法に基づく「福岡市ひとり親家庭等自立促進計画」

(3) 計画期間

平成 27 年度から平成 31 年度まで

(4) 計画の対象

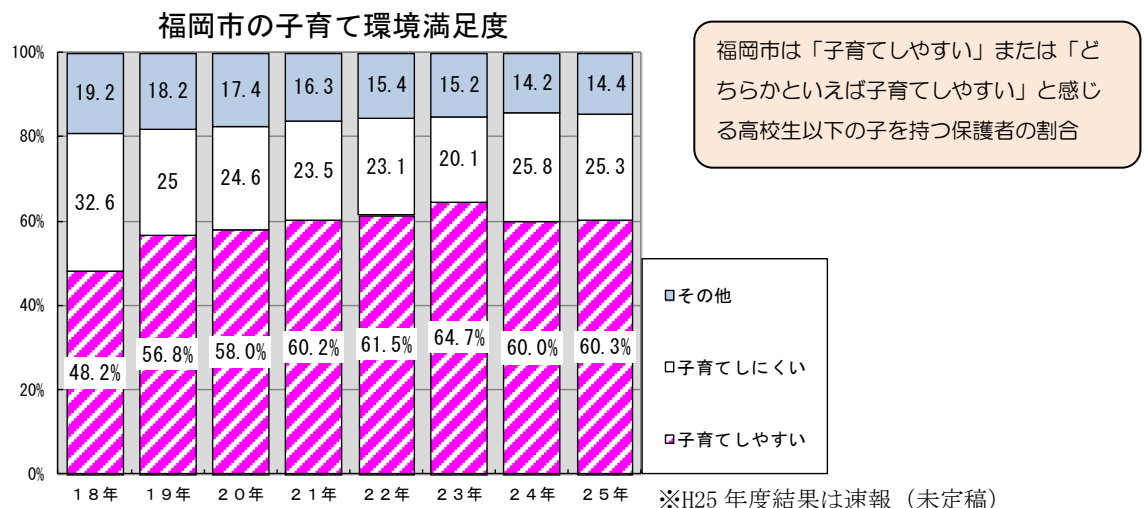
すべての子ども・若者と子育て家庭,市民,地域,事業者,行政などすべての個人,団体

※「子ども・若者」は,「子ども・若者育成支援推進大綱」で定める用語を用いるもの

- ・「子ども」:乳幼児期(義務教育年齢に達するまで),学童期(小学生),思春期(中学生からおおむね 18 歳まで)の者
- ・「若者」:思春期,青年期(おおむね 18 歳からおおむね 30 歳まで)の者

2 前計画の評価

○児童虐待防止対策,待機児童解消と多様な保育サービスの充実,地域における子育てで支援の充実,子どもの育成にかかる取組などにより,福岡市の子育て環境満足度は 6 割を超えた水準で推移している。今後さらに,安心して生み育てられる環境づくりや社会全体で子どもの育ちと子育ての支援などを充実していく必要がある。



資料:「福岡市基本計画の成果指標に関する意識調査」

3 前計画からの主な変更点（ポイント）

ポイント1 「子ども・子育て支援事業計画」（策定必須）に位置づけ

- 平成27年4月にスタートする「子ども・子育て支援新制度」に対応し、幼児教育・保育の量の見込みと確保の内容等を明記

ポイント2 「子ども・若者計画」（策定努力義務）に位置づけ

- 計画の対象を子ども（概ね18歳未満）から、若者（概ね30歳まで）に拡大
- 基本理念、基本的視点等に『子育て支援と子育て支援を両輪とした取組の推進』を明記
- 基本理念に『子どもが自立した大人へと成長』する視点を追記

ポイント3 福岡市がめざすそれぞれの姿「まち」「子ども・若者」「大人」を記載し、より明確な目標に向かって取組を推進

ポイント4 「新しいふくおか教育計画」（教育委員会）との役割分担の明確化

4 計画の基本理念等

※下線は現計画からの新規、変更、または拡充部分

（1）基本理念

～子どもが夢を描けるまちをめざして～

子どもは、大人とともに社会を構成する一員であり、未来を創るかけがえのない存在です。

子ども一人ひとりが自分らしく健やかに成長できるよう、それぞれの個性や価値観を尊重するとともに、子どもの最善の利益を考慮し、社会全体ですべての子どもと子育て家庭を支えます。

また、子どもが様々な人との交流や体験を通して、豊かな人間性や社会性、主体性を身につけ、将来に夢を描き、チャレンジしながら、社会の一員として自立した大人へと成長できるまちをめざします。

◆福岡市がめざすそれぞれの姿◆

まち

- 一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め合いながら、いきいきと輝いています。
- 多様な保育サービスが充実したゆとりある子育て環境の中、安心して子どもを生み育てています。
- 地域の中で、様々な人が、子どもや子育て家庭を支え暮らしています。
- 福岡を拠点に活躍する若者が数多く生まれ、チャレンジする人材が活躍しやすいまちになっています。

子ども・若者

- 社会との関わりを通じて、自尊感情や自己肯定感を育み、一人ひとりがかけがえのない社会の一員となっています。
- 様々な人とのふれあいや多様な経験を通じて、社会性や道徳性を育み、将来に夢や希望、目標を描きながら、心豊かにたくましく成長しています。

子育て家庭 保護者がしっかり子どもと向き合い、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じ、子どもが健やかに成長できる家庭を築いています。

地域社会 学校、地域、NPOをはじめ、地域社会を構成するすべての人が子ども・若者と子育て家庭を見守り、支えています。

事業者 それぞれの分野で子どもの健やかな育ちに配慮するとともに、支援しています。また、仕事と子育てが両立できる職場環境づくりを進めています。

行政 すべての子ども・若者と子育て家庭を対象に、きめ細かな施策を実施し、社会全体で子育て・子育てを支援する取組を推進しています。

(2) 基本的視点

一人ひとりの子どもの権利の尊重

子どもの個性や多様な価値観を理解し、社会の一員として、一人ひとりの子どもの権利を尊重する取組を進めます

子ども・若者の個性の尊重と健やかな成長の支援

次代を担う子ども・若者が、社会の一員として豊かな人間性を形成し、主体性や創造力を育むよう、子ども・若者の個性を尊重し、健やかな成長を支援する取組を進めます

すべての子どもと子育て家庭への支援

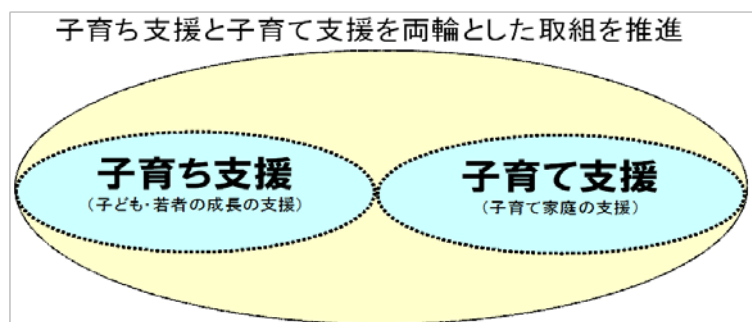
すべての子どもと子育て家庭を支援する取組を進めます。特に支援が必要な子どもと子育て家庭へのきめ細かな支援を推進します。

地域力による家庭の子育て力の向上

保護者が子どもと向き合い、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じながら親としても成長できるよう、地域の様々な人が関わることで、家庭の子育て力が向上する取組を進めます

社会全体での子育て・子育ての支援

市民、地域、事業者などと共働して、子どもの健やかな育ちに配慮した社会づくりを進めます。また、仕事と子育てが両立できる環境づくりを進め、社会全体で子育て・子育てを支援する取組を進めます



(3) 基本目標

基本理念のもと、3つの基本目標を掲げ、子どもに関する施策を総合的・計画的に推進目標ごとに、前計画での取組と成果、現状と課題、施策の方向性、成果指標・事業目標を記載

【目標1】子どもの権利を尊重する社会づくり

【目標2】安心して生み育てられる環境づくり

【目標3】地域における子育ての支援と健やかな成長を支える環境づくり

目標 1 子どもの権利を尊重する社会づくり

【前計画での取組と成果】

- 児童虐待相談の増加に対応するため、こども総合相談センター（児童相談所）の体制を強化するとともに、子ども家庭支援センター（児童家庭支援センター）の設置など休日・夜間の支援体制の充実に取り組むほか、区役所（保健福祉センター）において、乳幼児健診未受診者フォローの強化など、児童虐待の未然防止に取り組んでいます。
- 国の「里親委託ガイドライン」に里親委託優先の原則が明記される中、福岡市においては、家庭的な環境の中での養育を推進し、里親制度の拡充やファミリーホームの増設に取り組んでおり、里親等委託率は平成 23 年度末現在、政令指定都市で最も高い水準にあります。
- 児童養護施設のケア体制の強化を図るとともに、自立援助ホームを増設し、施設を退所した子どもの自立支援に取り組んでいます。
- 東部療育センターを開所するなど、障がい児施策の充実に取り組んでいます。
- 不登校対応教員やスクールソーシャルワーカーの増員、学校選択制による中学校 1 年生での少人数学級の実施などに取り組んだ結果、不登校児童生徒数は減少しています。

【現状と課題】

- 子どもを取り巻く様々な問題に対する相談・支援の強化に取り組んでおり、福岡市の児童虐待相談件数は平成 23 年度以降減少していますが、相談内容は深刻化しています。
- 子どもの発達についての相談や、福岡市心身障がい福祉センター等における障がい児の新規受診者数は増加が続き、特に、発達障がいについての相談は 10 年前の約 3 倍になっており、さらなる未就学児の療育体制の整備が急務となっています。
- 予期しない妊娠は児童虐待のリスク要因のひとつであり、その対策に取り組む必要があります。
- 虐待や発達障がい等による二次障がいに対応できる専門的ケアが必要となっています。
- 様々な事情により家庭で暮らせない子どもを、家庭的な環境の中で養育するため、里親制度のさらなる拡充が必要です。
- 子どものいじめの認知件数は、国や県に比べて低い数値で推移しているものの増加傾向にあり、いじめや不登校の未然防止と早期発見・早期解決に取り組む必要があります。
- 核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、家庭や地域における子育て力の低下が指摘される中、子ども・若者が自己肯定感や社会性を育む取組みが必要です。
- 全国的にニートやひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者が増加しており、自立に向けた支援が必要です。
- 子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもに対する教育や生活の支援が求められています。

【施策の方向性】

子ども一人ひとりの人権が尊重され、子どもの権利が保障されるよう、家庭、学校、地域、企業、NPOなどと連携し、児童虐待など子どもに関する様々な問題に対する相談体制や子育て支援の充実を図り、すべての子どもと子育て家庭を見守り支えます。

特に、支援を必要とする子どもや子育て家庭へのきめ細かな支援の充実を図るとともに、養育が困難な家庭の子どもを地域で支えるため、里親制度の推進や専門的ケア機能の強化など社会的養護体制の充実を図ります。

また、ひきこもり、不登校など困難を有する子ども・若者への相談体制の充実や社会参加に向けた支援を推進します。

1 子どもに関する相談体制の充実

- (1) こども総合相談センターの充実
- (2) 区、地域及び学校における相談体制の充実
- (3) 子ども家庭支援センターの充実
- (4) 被害にあった子どもへの支援

2 児童虐待防止対策

- (1) 未然防止
- (2) 早期発見・早期対応
- (3) 関係機関等との連携による支援

3 社会的養護体制の充実

- (1) 家庭養護の推進
- (2) 専門的ケア機能の強化
- (3) 家庭支援機能等の充実
- (4) 自立支援策の充実
- (5) 人材の育成
- (6) 子どもの権利擁護の推進

4 障がい児支援

- (1) 早期発見・早期支援
- (2) 療育体制の充実強化
- (3) 発達障がい児とその家族の支援

5 子ども・若者の支援

- (1) 思春期の保健・健康教育の充実
- (2) いじめの未然防止の充実、不登校の子どもへの支援
- (3) ひきこもりの子ども・若者への支援
- (4) 子ども・若者の自立支援

6 子どもの貧困問題への対応

7 子どもの権利の啓発

8 子どもの社会参加

目標2 安心して生み育てられる環境づくり

【前計画での取組と成果】

- 保育需要の急増に対応して集中的に保育所整備を実施した結果、平成24年度末時点での定員数は27,664人となり、平成26年度末の目標定員数26,519人をすでに達成するとともに、平成25年度当初の待機児童数は6年ぶりに減少しています。
- 延長保育、特定保育、病児・病後児デイケア事業、一時預かり事業など、多様な保育サービスの充実に取り組んでいます。
- 4か月健診時のアンケート調査において、育児は楽しいと答えた母親の割合は増加しています。
- 企業におけるワーク・ライフ・バランスを支援するとともに、“「い〜な」ふくおか・子ども週間♡”の推進により、子どもを生み育てながら安心して働き続けることができる環境づくりに社会全体で取り組んでいます。
- 福岡市における男性の育児参加率は増加しており、女性の出産に伴う離職率も減少傾向にあります。

【現状と課題】

- 平成27年4月にスタートする「子ども・子育て支援新制度」に対応し、幼児教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の充実を図っていく必要があります。
- これまで、保育所整備を進め待機児童の解消を図ってきましたが、今後も共働き家庭の増加や転入者が多い状況等により保育を必要とする子どもの数は増加すると考えられます。地域の特性や子どもの年齢を考慮した細かな対応が必要です。
- 病児保育や就労形態の多様化等に対応した延長保育、休日保育など、多様な保育サービスの一層の充実が求められています。
- 安心して子どもを生み育てるためには、妊娠・出産期からの切れ目のない支援が必要となっており、特に、出産前後の育児不安が強い時期における母親への支援が求められています。また、安全・安心な妊娠と出産のため、情報提供や普及啓発が重要となっています。
- 生活習慣病に罹患する子どもが増加しており、妊婦や乳幼児の保護者を対象とした健康づくりについての指導や啓発の充実を図る必要があります。
- 非正規雇用率の上昇やひとり親家庭の増加等により、経済的支援が必要な家庭が増えていきます。
- 男性の育児参加率は増加しており、女性の出産に伴う離職率も減少傾向ではありますが、今後もさらに、市民・地域・企業と共働き、仕事と子育てが両立できる環境づくりを推進していく必要があります。

【施策の方向性】

すべての子どもが健やかに生まれ育つよう、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を充実するとともに、「子ども・子育て支援新制度」を踏まえ、質の高い幼児教育・保育を必要な子どもに確実に提供し、すべての子どもの健やかな成長を支援します。

また、共働き家庭の増加や就労形態の多様化等に対応するため、多様な保育サービスの一層の充実を図るとともに、市民、地域、企業と共働き、男性も女性も仕事と子育てが両立できる環境づくりに取り組めます。

1 幼児教育・保育の充実

- (1) 教育・保育の提供体制の確保
- (2) 保育士等の人材確保
- (3) 多様な保育サービスの充実
- (4) 教育・保育の質の向上
- (5) 教育・保育の連携推進

2 母と子の心と体の健康づくり

- (1) 健康づくりの推進
 - 健康診査・指導、予防接種の推進
 - 情報提供や相談事業の充実
 - 妊産婦等の支援の充実
 - 学校等や地域における健康づくり
- (2) 小児医療の充実
- (3) 食育の推進
- (4) 不妊等に悩む人への相談体制と支援

3 ひとり親家庭への支援

- (1) 相談体制の充実
- (2) 子育てや生活支援
- (3) 就業支援
- (4) 経済的支援
- (5) 養育費の確保

4 子育て家庭への経済的な支援

5 仕事と子育てが両立できる環境づくり

- (1) 子育てへの男女共同参画の促進
- (2) 企業における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- (3) 社会全体での子育て支援

6 子育てを支援する住まいづくり・まちづくり

7 子どもや子育て支援に関する情報提供

目標3 地域における子育ての支援と健やかな成長を支える環境づくり

【前計画での取組と成果】

- 保護者等が昼間家庭にいない子どもに遊びと生活の場を提供する留守家庭子ども会事業について、平成27年度当初の全校全学年受入に向けた拡充に取り組んでいます。
- 市内14か所に「子どもプラザ」を設置し、乳幼児親子が気軽に訪れ利用できる常設の遊び場を提供するとともに、市内61の小学校で放課後等の遊び場づくり事業を実施し、放課後に子どもたちが校庭等で安心して遊びや活動ができる場づくりを推進しています。
- 子どもに様々な体験活動の機会を提供するため、アジア太平洋子ども会議・イン福岡をはじめとした国際交流活動や文化芸術、スポーツ、読書活動などの充実を図っています。
- 子どもが、社会との関わりを学び、自立した大人へと成長していくよう、中学校での職場体験学習を実施するとともに、小中学生を対象に子どもの主体性を育む体験の場「ミニふくおか」や、中高生を対象に自分の将来を考える学びの場「中高生夢チャレンジ大学」を実施し、様々な体験や人との交流を通して、子どもの主体性の醸成と職業観の育成に取り組んでいます。

【現状と課題】

- 乳幼児の保護者の約9割が子育てを楽しんでいる一方で、都市化・核家族化や転入者が多い状況等を背景に、地域のつながりが希薄化しており、地域や社会から孤立しがちな子育て家庭が増え、約1割の保護者が子育てに「不安や負担を感じる」、約6割が「多少は不安や負担を感じる」と答えています。
- 共働き家庭の増加等により、地域における子育て支援者や子どもを育成する指導者等が減少しており、今後も、地域で子どもを見守り育むしくみづくりを進めていく必要があります。
- 誰もが思いやりをもち、すべての人にやさしいまち「ユニバーサル都市・福岡」の実現に向け、障がいのある子どもとその家族をはじめ、すべての子どもとその家族が地域社会で生活していくための環境づくりを進める必要があります。
- 家庭の子育て力の低下が指摘される中、これまで以上に、子どもの基本的な生活習慣や規範意識の醸成を図ることが求められています。昨今の携帯ゲーム機やスマートフォン等の普及に伴い、乳幼児期からのメディアへの接触のあり方に対応していく必要があります。
- 遊びや学びを通して、子どもが多様な人とふれあい、豊かな自己を形成していく場や機会が減少しており、コミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性など子ども・若者の生きる力の低下が問題視されています。
- 若者の完全失業率や非正規雇用率、早期離職者率の高さや若年無業者の存在など、若者の社会的・職業的自立が課題となっています。
- 犯罪被害の低年齢化やインターネット等による有害情報の氾濫等、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、子どもの安全確保策を進める必要があります。

【施策の方向性】

地域の様々な人たちが子どもと子育て家庭を見守り育む環境づくりを進めるとともに、さらに、高齢者や乳幼児の父親が子育てに積極的に参画するしくみづくりを進め、家庭が本来の子育て力を発揮し、子どもの豊かな人間性や社会性が育まれるよう取組を推進します。

また、子ども・若者に多様な体験や活動の機会を提供し、一人ひとりの個性を大切にしながら、社会性や主体性、創造力などを育み、目標に向かってチャレンジし、将来をリードする子ども・若者の成長を支える取組を推進します。

1 子育て支援のネットワークの充実

- (1) 子育て支援のネットワークづくり
- (2) 地域における人材の育成と大学、企業、NPO等との連携

2 健やかな成長を支える取組

- (1) 豊かな心を育む取組の推進
- (2) 健やかな成長の支援
- (3) 家庭の子育て力の向上

3 子どもの遊びや学びの場づくり

- (1) 乳幼児親子の遊びや交流の場づくり
- (2) 公民館や学校施設などを活用した遊びや学びの場づくり
- (3) 外遊びの場づくり
- (4) 子どもの視点での活動の場づくり

4 子ども・若者の自己形成支援

- (1) 様々な体験機会の充実
 - 国際交流活動の推進
 - 文化芸術活動の推進
 - 科学や環境の体験学習の推進
 - 自然体験活動の推進
 - スポーツ活動の推進
 - 読書活動の推進
 - 多様な体験活動の推進

5 子ども・若者の社会的自立に向けての取組

- (1) 子ども・若者の主体性の醸成と職業観の育成
- (2) 大人としての自覚の醸成
- (3) 就労支援の取組

6 子ども・若者の安全を守る取組と非行防止

- (1) 交通安全対策の推進と災害等への対応
- (2) 子どもの安全を守る取組の充実
- (3) 非行防止
- (4) 有害環境等への対応

【成果指標と事業目標】 ※目標値は、今後、計画成案策定に向け検討を進める
 ※「新規」に○がある項目は、新たに目標を設定する事業

○成果指標

	新規		現状値 (H26 年度末)	目標値 (H31 年度末)
全体		子育て環境満足度	%	%
目標 1	○	子どもの人権が尊重されていると感じる市民の割合	%	%
		自尊感情の状況（「自分にはよいところがあると思う」児童生徒の割合）	%	%
		里親委託率	%	%
		「不登校児童生徒」の人数	人	人
目標 2		4 か月児健診時アンケート調査（母親）	育児心配： % 疲れる： % 楽しい： %	育児心配： % 疲れる： % 楽しい： %
		男女の固定的な役割分担意識の解消度	%	%
	○	父親の家事・育児の時間		
目標 3	○	地域での支え合いにより、子育て家庭や高齢者が暮らしやすいまちだと感じる市民の割合	%	%
		子育てについて親族以外で気軽に相談できる人が身近にいる人の割合	%	%
		地域の公園で子どもが安心して遊べると感じている市民の割合	%	%
	○	地域の遊び場や体験学習の場への評価	%	%

○事業目標（福岡市独自項目）

	新規	事業名	指数	現状値 (H26 年度末)	目標値 (H31 年度末)
目標 1		子ども家庭支援センター	設置数		
	○	児童養護施設ケア単位の小規模化	施設数		
		若者のぷらっとホームサポート事業	設置数		
	○	子ども・若者の活躍の場プロジェクト	参加団体数		
目標 2		休日保育	実施か所数		
	○	母子保健訪問指導	訪問率		
		都心部新婚・子育て世帯住まい支援事業	入居戸数		
	○	新婚・子育て世帯等が安心して住める市営住宅の整備	整備戸数		
目標 3		全歩道のうちフラット化された歩道の割合	割合		
		放課後等の遊び場づくり事業	設置数		
		身近な公園の整備における子どもが参加したワークショップの割合	割合		
		通学路の歩車分離	確保率		

※ただし、事業の実施は毎年度の予算編成過程で決定

○事業目標（子ども・子育て支援法の必須項目）

目標	新規	事業名 (国事業名)	指数	設定 区域		現状値 H26 年度末	H27 年度末	H28 年度末	H29 年度末	H30 年度末	目標値 H31 年度末
目標 1	○	虐待防止等強化事業、母親の心の健康支援事業 (養育支援訪問事業等)			量の見込み①						
					確保の内容②						
					②-①						
目標 2		延長保育事業 (時間外保育事業)			量の見込み①						
					確保の内容②						
					②-①						
		病児・病後児デイケア事業 (病児保育事業)			量の見込み①						
					確保の内容②						
					②-①						
		一時預かり事業 (一時預かり事業)			量の見込み①						
					確保の内容②						
					②-①						
		子どもショートステイ (子育て短期支援事業)			量の見込み①						
					確保の内容②						
					②-①						
目標 3	○	福岡市保育コンシェルジュ (利用者支援に関する事業)			量の見込み①						
					確保の内容②						
					②-①						
	○	妊婦健康診査 (妊婦に対して健康診査を実施する事業)			量の見込み①						
					確保の内容②						
					②-①						
	○	こんにちは赤ちゃん訪問事業 (乳児家庭全戸訪問事業)			量の見込み①						
					確保の内容②						
					②-①						
		ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)			量の見込み①						
					確保の内容②						
					②-①						
目標 3		留守家庭子ども会 (放課後児童健全育成事業)			量の見込み①						
					確保の内容②						
					②-①						
		子どもプラザ (地域子育て支援拠点事業)			量の見込み①						
					確保の内容②						
					②-①						

※指数、設定区域については、国の手引きを基に今後検討

＜平成27年度～31年度の教育・保育の必要量の見込みと確保方策について（行政区ごと）＞

教育・保育の提供にあたっては、区域内の需要に柔軟に対応できるよう、行政区を提供区域として設定

行政区	①	量の 見込み (保育利用定員総数)	H27				H28				H29				H30				H31			
			3～ 5歳	3～ 5歳	1～ 2歳	0歳	3～ 5歳	3～ 5歳	1～ 2歳	0歳	3～ 5歳	3～ 5歳	1～ 2歳	0歳	3～ 5歳	3～ 5歳	1～ 2歳	0歳	3～ 5歳	3～ 5歳	1～ 2歳	0歳
			学校 教育 のみ	保育の必要性あり			学校 教育 のみ	保育の必要性あり			学校 教育 のみ	保育の必要性あり			学校 教育 のみ	保育の必要性あり			学校 教育 のみ	保育の必要性あり		
○	②	確保 の 内容	教育・保育施設 (保育所、幼稚園、 認定こども園)																			
			地域型保育事業																			
		②-①																				

5 今後のスケジュール（予定）

※スケジュールは現時点での予定。審議会での審議状況や国の動向に応じて変更の可能性あり。

日程		計画策定	福岡市こども・子育て審議会
平成25年度	2月	諮問	●2/4 第2回審議会（諮問） ニーズ調査報告（速報），計画案諮問
	3月		○3/26「目標2」専門委員会（第1回）
平成26年度	4月		○4/25「目標3」専門委員会
	5月		○「目標1」専門委員会 ●第3回審議会（予定）※
	6月		○「目標2」専門委員会（第2回）
	7月		○「目標2」専門委員会（第3回）
	8月		●第4回審議会 専門委員会案報告，計画案確定
	9月	パブリック・コメント手続き による市民意見募集	
	11月		●第5回審議会 パブコメ報告，計画案修正
	12月	答申 計画決定	●第6回審議会（答申） 審議会から市長へ答申
	3月	計画の公表	

※新制度に関する各種基準等への意見聴取を予定

